

市税の申告、納付等の期限の延長

1 支援策の内容

被災者に係る市税の申告、納付等の期限を延長し、延長後の期日を下記5のとおり指定しました。

2 対象者（要件等）

下記の対象地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等

【対象地域】

熊本県

3 期限の延長となるもの

平成28年4月14日以降に到来する、地方税法又は広島市市税条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限

4 手続の方法

この期限の延長について、被災者の方が行う手続はありません。

5 対象地域の延長後の期日の指定

- (1) 次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るものについて、申告、納付等の期限が平成28年4月14日から平成28年11月29日までの間に到来するものについて、平成28年11月30日と指定しました。

都道府県名	地 域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

- (2) 次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るものについて、申告、納付等の期限が平成28年4月14日から平成28年12月15日までの間に到来するものについて、平成28年12月16日と指定しました。

都道府県名	地 域
熊本県	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町

- ※ 熊本県以外の地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等についても、災害により被害を受けた場合には、市長から承認を受けることにより、市税の申告、納付等の期限を延長する制度がありますのでご相談ください。